

障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について(厚生労働大臣宛て)

支	児童発達支援管理責任者が配置されていない期間に児童指導員等加配加算の単位数を算定して障害児通所給付費を過大に算定していた96事業者における児童指導員等加配加算の額に係る国の負担相当額	7019万円
---	---	--------

1 障害児通所給付費の概要等

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、障害児に対して児童発達支援^(注1)、放課後等デイサービス^(注2)等を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等(以下「都道府県等」)の長(以下「都道府県知事等」)の指定を受けた指定障害児通所支援事業者等(以下「事業者」)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(以下「算定基準」)等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算等の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、児童指導員等加配加算として、配置する従業者の種別、事業所の定員等に応じた単位数を基本報酬の単位数に加算することとなっている。そして、事業所には児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を配置することとなっており、管理責任者は事業所に配置すべき従業者に含まれることから、管理責任者を配置していない期間は児童指導員等加配加算を算定できないこととなっている(これを「児童指導員等加配加算の要件」)。

事業者は、児童指導員等加配加算の算定状況に変更があった場合には児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出(以下「加算届」)等をその都道府県等に提出することとなっており、厚生労働省は、加算届の様式を都道府県等に示している。

市町村は、法に基づき、通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業所から障害児通所支援の提供を受けたときは、障害児通所給付費を審査した上で事業者を支払うことなどとなっている。そして、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

(注1) 児童発達支援 障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

(注2) 放課後等デイサービス 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

2 本院の検査結果

11都県及び20市区において都道府県知事等の指定を受けて平成31年4月から令和3年3月までの間に児童指導員等加配加算を算定していた期間がある事業所の中から、438事業者の537事業所を抽出して検査した。

(注3) 11都県及び20市区 東京都、栃木、三重、滋賀、岡山、山口、高知、佐賀、長崎、大分、鹿児島各県、宇都宮、さいたま、川越、川口、越谷、和光、八王子、大津、岡山、倉敷、下関、高知、長崎、佐世保、大分、鹿児島各市、港、世田谷、荒川、江戸川各区

(1) 管理責任者が配置されていない期間に児童指導員等加配加算を算定していた事態

9都県及び13市区^(注4)の96事業者の119事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算として所定の単位数

を加算していた。このため、元年度から3年度までの間に、上記の96事業者に対して131市区町が行った障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算の額が計1億4038万円過大となっていて、これに対する国の負担相当額計7019万円は負担の必要がなかった。

(注4) 9都県及び13市区 東京都、栃木、三重、滋賀、山口、佐賀、長崎、大分、鹿児島各県、宇都宮、さいたま、川口、岡山、倉敷、下関、高知、佐世保、大分、鹿児島各市、世田谷、荒川、江戸川各区

(2) 管理責任者が配置されていない期間に児童指導員等加配加算を算定していた理由

前記96事業者の119事業所に対して、(1)の事態となっていた理由を9都県及び13市区を通じて確認したところ、児童指導員等加配加算の要件についての理解等が十分でなかったことから、誤って児童指導員等加配加算を算定していたためとした事業所が113事業所となっていた。

そして、上記の9都県及び13市区に対して、児童指導員等加配加算の要件を十分に理解し、また、事業者十分に周知しているかなどについて確認したところ、次のことなどから、8都県及び10市区において、児童指導員等加配加算の要件についての理解が十分でなく、児童指導員等加配加算の要件についての事業者に対する周知等も十分でない状況となっていた。

① 管理責任者は算定基準等における児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者には含まれないと考えていたため、管理責任者を配置していない期間でも児童指導員等を所定の人数に加えて配置していれば児童指導員等加配加算を算定できると誤解していたこと

② 同省から示されている加算届の様式には管理責任者の配置状況についての記載欄がないため、管理責任者を配置していない期間でも児童指導員等加配加算を算定できると誤解していたこと

(3) 児童指導員等加配加算の要件についての周知状況等

同省は、児童指導員等を所定の人数に加えて配置していれば管理責任者を配置していない期間でも児童指導員等加配加算を算定できると誤解しているなどの都県等及び事業者があるということ十分に把握していなかった。このため、管理責任者が児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者であることについて「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」(以下「Q&A」)等に記載していなかったり、加算届の様式に管理責任者の配置についての記載欄を設けていなかったりして、児童指導員等加配加算の要件について都道府県等や事業者十分に周知していないなどの状況となっていた。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、障害児通所給付費の算定等が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、返還手続が未済の事業所に対して、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせる上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 都道府県等に対して、Q&A等に記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示すなどした上で、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)